

明治改暦後の新旧暦使用

——『明治二二年両暦使用取調書』の基礎的研究——

下 村 育 世

Usage of the Old and New Calendar after Calendar Reform in the Meiji Period

Shimomura Ikuyo

要 旨

近代の暦についての研究は、多くの場合、明治5年の太陽暦採用の布告、いわゆる「改暦」の前後期で終わっていた。その多くは、改暦を明治の「近代化」を考える上で恰好の対象と捉え近代化の方向性に注視する性質の研究で、改暦後の暦使用の実態への関心は乏しかった。一方で、特定地域の旧暦に基づく生活習慣や風俗の残存を捉えることを通して、民間レベルまで新暦が一般化し、時の近代化が完遂するには時間を要したことも散発的に指摘されてきた。とはいえ研究の数も地域も限られ、共時的に暦の使用状況を全国規模で俯瞰するような実証研究は見られない。

国立天文台所蔵の『明治二二年両暦使用取調書』と題する史料は、明治22年時点の日本全国、北海道から沖縄県まで一道三府四三県の出先機関である「郡」「区」における新旧暦の使用状況の調査の報告書を編綴した行政文書である。同年の暦の民間の動向が全国規模で把握できる膨大な情報量をもつ第一級の史料といえるが、本格的な研究がされていない。

本稿では、本史料の基礎的研究を行った後、以下を明らかにした。(一) 京都府は、改暦後約16年たっても、都市部や一部の交通の要衝を除き、農業を主要な産業とする多くの地域で、旧暦に基づく生活が営まれている。新暦普及が相対的に進んでいた同府の状況からは、全国の新暦使用が一層限定的であることが窺える。(二) 京都府は市部から離れるに従い新暦使用が低減、旧暦使用が増加する。(三) 全国的に見て新暦使用を始めた人々の属性は、官衙及び学校関係者、神職、僧侶、医師などである。(四) いずれの暦を使用するかに強い関連性がみられる地域性と属性の全国的傾向は、自然界のリズムに左右される生産と切り離された生活ができる職種と地域であるか否かであり、農業など第一次産業に従事する人々は旧暦使用を継続させている。

Abstract

The lunisolar calendar had been used for more than 1000 years in Japan before the calendar reform adopting the solar calendar on January 1, 1873. It is well-known that it took a long time for widespread of the solar calendar in Japan due to sudden introduction without explanation. And it was difficult for people of the Meiji period to soon become familiar with the new system.

Previous studies of private diaries and other historical records showed that the adoption of the solar calendar was initially limited and people continued to use the lunisolar calendar for some time. However, the number of those studies is small and the studies conducted in some limited local area don't capture the entire picture of spread of the solar calendar across the country.

The library of the National Astronomical Observatory of Japan has a historical document, the *Meiji 22nen Ryōreki Shiyō Torishirabesho* (the Survey 1889 on Usage of the Old and New Calendar), an administrative document compiling the reports of the nationwide survey in 1889 on usage of old and new calendars, which has been known to only a few individuals working in the Observatory or specializing in Japanese history of astronomy. The survey was conducted by Terao Hisashi (1855-1923), the first director of Tokyo Astronomical Observatory (the predecessor of the National Astronomical Observatory of Japan) in order to get the picture of the spread of the solar calendar at that time. He sent the questionnaire sheets to district offices in all prefectures from Hokkaido to Okinawa to see the spread of the solar calendar in the country and the reasons people still continued to use the lunisolar calendar. The *Meiji 22nen Ryōreki Shiyō Torishirabesho* is a promising and important historical document revealing the reasons for refusing to use the solar calendar and showing nationwide usages of the solar calendar and the lunisolar calendar at that time, but it has yet to be thoroughly studied.

This paper works on a basic study of this historical document, the *Meiji 22nen Ryōreki Shiyō Torishirabesho*, and explores the background and process of the survey with a biography of Terao Hisashi. This paper includes excerpts from the survey report, and reveals the general trend in usage of the solar calendar and the attributes of users of each calendar as of 1889.

1. 法令としての明治改暦／継続する旧暦使用

近代の暦についての研究は、これまで多くの場合、明治5年11月の太陽暦採用の布告、

いわゆる「改暦」の前後期をもって終わっていた¹。その多くは、太陽暦を鉄道、ガス灯、学制、郵便などとともに西欧から導入された明治の文明開化の象徴とみなし、日本の近代化の幕開けを示す端緒の制度と位置付けてきた。そのため改暦によって変化した祝祭日等の諸制度や関連する法令²、福沢諭吉の『改暦弁』に代表される明治知識人による太陽暦の優位性を「開化」言説とともに説いた啓蒙書の刊行の動向³、さらには改暦が人々の生活・時間感覚に及ぼした影響⁴など、太陽暦採用によりもたらされた「変化」に着目し、日本の近代化のなりゆきを見極めようとする研究が中心になされてきたといえる。これらの研究、とりわけ「開化」言説をめぐる研究では、改暦後の暦の使用状況の実態への関心は押しなべて乏しかった。

明治改暦が時間の近代化をもたらし、公文書の日付の記載や納税時期などに新暦が統一的に採用されたように、日本社会の「表舞台」から旧暦は消滅したことからすれば、こうした着目のされ方には無理からぬ点がある。しかし一方でこの新暦の使用が、民間の草の根レベルまで一般化し、時の近代化が完遂するには相当の時間を要したことも、散発的ではあるが指摘され続けてきた。その早い例は柳田國男で、「暦は毎日の生活と関係深く、長い間旧暦によって生活したものにとって、新暦は不便であり、改暦の理由がのみこめなかった。とくに太陰暦は月齢によってたてられ、季節とよく結びついていたので、これを変えることは中々困難であった」⁵とし、旧暦のリズムでの生活が広く浸透していたために、新暦使用は歓迎されなかったと述べている。その後も新暦の浸透は芳しくなく、例えば埼玉県『八基村郷土誌』には、改暦以降「四十年に及ぶも〔太陰暦の使用は〕未だ牢固として容易に去り難きものあり、血洗島、北阿賀野、下手計等に於ては明治四十二年頃より太陽暦によりつゝ、ありしが其他の大字は大正元年冬に至り漸く同二年より之を実施せんことを協定した」⁶とあり、大正年間に入っても旧暦が使用され続けていたことが窺える。同様のことは各地の自治体史などに見られるほか、農家の日記などを史料として、正月などの年中行事を年単位の時系列で追いながら新暦の浸透過程を追った地域の歴史研究などでも、新暦が民間に定着するには想像以上に時間を要したことが実証的に示されている⁷。

これらの研究は、改暦を明治の「近代化」を考える上で恰好の対象と捉え近代化の方向性に注視する性質の研究とは異なり、特定地域の旧暦に基づく生活習慣や風俗の残存を捉えることを通じて、時の近代化論が看過しがちであった「非開化」の次元にも着目し、近代化への直線的な道程の想定に一定の留保と訂正を加えるとともに、研究の乏しい改暦

1 岡田芳朗『明治改暦——「時」の文明開化』大修館書店、1994年が代表的。

2 渡邊敏夫『日本の暦』雄山閣、1976年など。

3 岡田、前掲書。

4 橋本毅彦・栗山茂久『遅刻の誕生——近代日本における時間意識の形成』三元社、2001年。

5 柳田國男『明治文化史13 風俗編』洋々社、1954年、379頁。

6 鈴木徳三郎編『八基村郷土誌』1913年、104頁。筆者により括弧内加筆。

7 中西僚太郎は個人の日記をもとに、大正期以降の長野県南佐久郡や茨城県西部の新暦受容について考察している（『近代日本における農村生活の構造』古今書院、2003年、211～290頁）。また有泉貞夫「明治国家と祝祭日」『歴史学研究』341号、1968年10月、61～70頁や三宅紹宣「明治改暦と新暦の浸透過程」頼祺一先生退官記念論集刊行会編『近世近代の地域社会と文化』清文堂出版、2004年、475～495頁なども地方の新暦の浸透過程を問うている。

以降の暦の歴史についても少なからず実証的知見をもたらしたといえる。とはいえ研究の数も多いとはいえない上に、地域研究であるゆえに各地の状況を限定的にしか知ることができないのが実情であった。

本稿も、後者の研究に繋がるものである。これまで、改暦後の暦の使用状況について全国的に詳らかにするような実証研究は史料的制約からも見られなかったが、本稿では、共時的なそれを概観できる可能性をもつのみならず、多くの論者が言及してはいても推測の域を出てこなかった旧暦に基づく人々の生活世界が新暦に基づくそれへと転換されることの困難さの理由を直接問う設問を有する史料、『明治二二年両暦使用取調書』を用いて、改暦後の新旧暦使用の全国的実態の一端を明らかにしたい。但し、後述するように本史料はもともと新旧暦使用の分布を地域的に把握することを意図して問いを設定しているが、得られた回答はしばしば設問の意図を超えて、同一地域においても職業や属性によって用いられる暦が異なることを示した。このことは本調査の元来の意図からすれば単一の視点による取りまとめを困難にするもので、調査結果の集計が行われた形跡が見当たらないことの一因と推測され、ひいては本史料がごく一部でしか認知されずに埋もれていた遠因とも考えられる。しかしそれは他方では、率先して新暦を使用し始めた人々の属性を実証的に明らかにする可能性も持つといえる。

本稿ではまず、これまで本格的な研究がなされていない本史料とその調査の背景等について、諸史料に基づく基礎的研究を行った上で、京都府を例としながら都市部と農村部という地域特性の違いから生まれる暦の使用傾向とその背景、そして全国的に見て改暦に伴い新暦使用を率先して始めた人々がどのような属性や地域性を持っていたかを明らかにしたい。法令としての明治改暦の施行にともない、誰によっていかなる背景から新暦が使用され始めたかを捉えるとともに、旧暦使用が継続した要因についても「自然サイクルの要因」と「社会的要因」に分けて考えたい。とりわけ新暦使用者の属性傾向などを明らかにすることは、未解明であった民間の新暦利用を実現させる過程について一定の知見をもたらすと同時に、旧暦に基づく生活秩序への国家権力による否定と介入が、いかなるルートを通じて遂行されたかの一端を示すことにも資すると考える。

2. 『明治二二年両暦使用取調書』の基礎的研究

(1) 史料の性格

国立天文台図書室には『明治二二年両暦使用取調書』（以下『取調書』、写真1）⁸と題する史料群が所蔵されている。これらは、明治22年時点の旧暦と新暦の使用状況を、日本全国、北海道から沖縄県まで1道3府43県の「郡」および「区」⁹を悉皆調査した調査

8 貴重資料 和漢書 編暦業務5888、国立天文台図書室所蔵。なお写真の通り、各簿冊の表紙には『明治二十二年両暦使用取調書』とあるが、本稿では同台目録に従って表記する。

9 一部に仙台市など「市」も含まれる。

報告書を綴ったもので、東京天文台（国立天文台の前身）の初代台長・寺尾寿¹⁰（1855－1923）が、同年2月9日付けで全国の郡区役所に依頼して、職務上取得した行政文書である。寺尾から依頼を受けた郡区役所は、所定の用紙に調査結果を記し、郡区役所や郡区長名義の、多くの場合公印を付した送付状を添付し、当時同天文台が所在した東京府麻布区飯倉町の寺尾が居住する官舎に返送した。寺尾は、回答がない郡区役所に同年5月27日付けで再度協力を求める依頼状を送ったため、送付状の日付は早いもので2月、遅いもので7月などとさまざまであったが、これらは府県ごとにまとめられて6分冊に編綴された¹¹。これらは、同天文台に所蔵され、後に国立天文台図書室に移管された。全国の全ての郡区からの回答は得られなかったとはいえ、総頁数ゆうに千枚を遙かに超える龐大な報告書群は、同年時点での民間の新暦と旧暦の使用状況を全国の郡区単位で把握できるとともに、当該期に各地の人々が新暦を敬遠した理由を直接問いうる第一級の史料であるといえるが、これまでこの調査報告書に基づいた研究はほぼ皆無であり¹²、その存在すら、一部の同天文台および天文学関係者を除いて知られてこなかった。

写真1 『明治二十二年両暦使用取調書』



10 福岡藩士の長男として安政2年（1885年）に生まれ、大正12年没。

11 第一分冊には北海道庁、東京府、大阪府、京都府、第二分冊には神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、第三分冊には群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、第四分冊には山梨、滋賀、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、第五分冊には山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、第六分冊には広島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県の回答がまとめられている。

12 管見の限り、元東京天文台勤務の暦学者である内田正男「改暦100年と旧暦と」『天文月報』66（1）、1973年12月、7～11頁や、松村巧『近代日本雑学天文史』1991年で触れられているが、いずれも一史料としての紹介にとどまる。また福澤昭司「支配の原型——改暦への一視点」『日本民俗学』191号、1992年、18～38頁には、本稿で取り上げた調査への長野県下伊那郡松尾村・毛賀村からの回答文書が紹介されているが、これは報告者の写しに基づくものであり、寺尾による全国調査であると言及はない。

(2) 改暦以降の暦の使用状況

明治20年代というと、明治22年の大日本帝国憲法発布、23年の教育勅語と第一回総選挙、明治10年代後半期の井上馨外相の欧化主義政策への批判と、その後の大隈重信の条約改正への反対運動、そして最初の本格的恐慌を経験した時期であり、政治的には近代国家としての形を整え、文化的には「殖産興業」「富国強兵」のスローガンの下に急速な西洋の文物受容に努めた近代化への、最初の反省をみた時期といえる。全国の郡区役所に新旧暦の使用状況を照会し、西洋の文物受容の一つであった新暦の定着度合いを実証的に明らかにしようとした明治22年の大規模な試みは、こうした空気を反映したものと考えられるが、残念ながら詳細な調査背景はわからない。とはいえこれには、新暦使用の不徹底さを問題視する動きが、政府内において幾度も見られたことに与っていることは容易に推測される。

これは暦の旧暦併記問題として政府内で長らく問題視されてきたところに表れる。暦の誌面には改暦を経てもなお旧暦も併記されていたが、この併記こそ、新暦使用を阻む原因だとする声は根強くあった。明治5年11月9日、太政官布告337号により¹³いわゆる改暦が行われることとなったが、その内実は明治5年12月3日をもって、新暦明治6年1月1日と定めるといふ、実施まで三週間ほどしかないという急な改革であった。混乱は当然のごとく予測されたため、太陽暦が初めて掲載された明治六年暦の誌面には下段に「太陰暦」も併記するという処置がとられた。政府はこれを一時的な対応としていたようで、翌6年3月12日付けで出された「頒暦規則」において、翌7年の暦には旧暦を掲載しない方針が打ち出されている¹⁴。その方向で暦の草案が作成され、政府も許可を出し、印刷もされ頒布されようかという矢先の同6年10月、明治7年の暦にも旧暦の月日を掲載すべしとする太政官達¹⁵が出される。これを受けて文部省は、暦の最下欄に旧暦の月日のみを簡略的な形で掲載する対応を急遽余儀なくされたというように、政府の対応も二転三転している。また明治9年10月に内務省から出された、明治11年暦に旧暦を掲載するか否かの伺も、旧暦併記問題の例である¹⁶。内務省は、地方では旧暦と新暦で祝祭日を祝っており、暦に旧暦が掲載されているのだから廃止されているわけではないと強弁する者がでるなど弊害があるため、新暦のみの掲載にしたいとした。これに対して法制局は急に旧暦を不掲載にすることは不便であるとし、政府は明治11年暦でも併記する方針をとっている¹⁷。この例からは、政府内でも新暦が浸透せず、旧暦の使用が継続していることを問題視しているものの、混乱を避けたいとする思惑も根深くあったことが窺える。これはその後長らく課題を残したまま放置され、旧暦の削除が正式に決定されるのは明治41年9月に「明治四十二年暦ヨリ陰暦ノ月日ヲ記載セス」（文部省告示第235号）とされるまで待たねばな

13 「太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ行フ附詔書」（『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二巻』所収、太224、国立公文書館所蔵）。

14 「頒暦規則」（同上）。

15 「明治七年太陽暦下層ニ太陰暦掲載」（同上）。

16 「十一年暦従前ノ如ク太陰暦掲載」（同上）。

17 同上。

らなかった。

(3) 編暦を担った東京天文台と初代台長・寺尾寿

調査の年である明治22年に暦の編纂事業を一手に担っていたのは、東京天文台である。当時、頒暦は明治15年4月26日の太政官布達第8号をもって神宮司庁が担っていた一方¹⁸、編暦は明治21年12月5日に発された勅令第81号により文部大臣の管理するところとなり¹⁹、その直前の同年6月2日に誕生し、帝国大学に属すこととなった東京天文台が担った²⁰。つまり暦の原稿を同台が毎年作成、神宮司庁に交付し、それを元に神宮司庁が印刷、全国に頒布を行う体制をとっていた。同台は、東京大学創立の翌明治11年に、本郷元富士町文部省御用地内に理学部学生の実験に供するために観象台が建設されたのをルートとするが、「東京天文台」と称されるようになったのは、先述した明治21年6月からである。編暦事業を担うようになったのは以下の経緯による。同年5月26日付けで海軍省、内務省、文部省の3省から文部省の管理に帰すとする請議が行われた結果、3省の事業は帝国大学の天象台（明治15年に、気象部分を分離して名称変更して、観象台から「天象台」となった）に合併され、東京府麻布区飯倉町狸穴の旧海軍省の天象台（2,500坪）に天文台が設けられ、同年6月4日付け文部省告示第2号により帝国大学理科大学附属となった。その後12月5日に、3省から出された請議が裁可され、勅令をもって文部省が編暦事業を担うようになったのは既に述べた通りである。

江戸時代に暦の編纂と頒布が統制されていたことは知られているが、明治以降も暦のそれは終戦まで一貫して政府の管理下に置かれ、民間の自由な暦の発行は基本的に許されていない。編暦も、東京天文台が担うまでは内務省地理局が行っており、同台創立時には地理局で編暦を担当していた雇二人、高橋卯と柴山正邦が同台に転任、職務を継続した。頒暦についても明治以降、所管は転々と移動して複雑な経緯を辿ったが、明治16年暦以降、神宮司庁から頒暦されるものが終戦まで名実共に日本の「官暦」の地位にあった。神宮司庁頒布の暦は「本暦」「略本暦」と称され、内務省の報告によると、当該期の暦（本暦と略本暦を合算）の頒暦数は、明治20年に約128万部、明治21年に180万部、明治22年に182万部²¹である。その後も終戦まで判明している範囲において毎年100万部を切ることはない²²。

寺尾は、この新設された東京天文台の初代台長であった。明治11年東京大学理学部物理学科を卒業後、翌年渡仏、星学と数学を修め、16年に帰国して間もなく東京大学理学部教授に、21年6月2日より台長を併任、亡くなる4年前の大正8年10月9日までの約30年間、その任にあたった。文字通り人生の大半を東京天文台の礎を築くことに費やし、彼

18 「頒暦」とは暦の頒布を、「編暦」は暦の誌面の編纂をさす。「本暦並略本暦ハ伊勢神宮ヨリ頒布シ一枚摺略暦ハ出版条例ニ準拠シ出版スルヲ得」（太政官第8号布達）『法令全書』、明治15年。

19 「天象観測及暦書調製ノ件」（勅令第81号）『法令全書』、明治21年。

20 実際に東京天文台が編暦した暦が発行されたのは明治23年暦からである。同台の成立過程については、東京帝国大学編『東京帝国大学学術大観 理学部 東京天文台 地震研究所』1942年の「東京天文台」に詳しい。

21 内務大臣官房文書課編『大日本帝国内務省統計報告』、明治21～23年に拠る。

22 荒川敏彦・下村育世「戦後日本における暦の再編（二）——「官暦」の頒暦状況について」『千葉商大紀要』第52巻第2号、2015年、87～99頁参照。

についての史料は東京天文台の初期の経緯などを詳らかにする貴重なものであったはずだが、残念ながら戦災で焼失したといわれる²³。元東京天文台勤務の理学博士・中村士は寺尾について、「僅かな予算とスタッフとで長い間孤軍奮闘したことを思えば、東京天文台、ひいては国立天文台の基礎は寺尾が一人で築いたと言っても過言ではない」²⁴と高く評している。寺尾が存命中の公的評価は、大正12年8月6日付けで勲一等瑞宝章が加授された際の裁可書に見ることができる。寺尾の危篤に際し作成された文部大臣鎌田栄吉の上申書には、「大学附属天文台ヲ合併シテ新ニ東京天文台創立ノコトヲ画シ拮据涸励ノカ経営ニ任シ就テ東京天文台長トナリ約三十年間日本ノ編曆、報時及経緯度測定ノ事務ヲ主宰シ本邦文化ノ進運ニ尽瘁セリ」²⁵とあり、台長としての寺尾の功績を高く評すとともに、「拮据涸励」「尽瘁」と書き表しているところに同台運営の腐心を見ることができる。

創立時の同台は、経費が切迫し、人員と機械設備不足に喘いだ。設立年である明治21年末の職員は寺尾の他に、書記2名、雇3名で、雇2人が編曆に従事していたことを鑑みると、人員不足は明白であった²⁶。実際、東京天文台が編曆を担うようになって2年目の暦で人手不足が原因と疑われる事件も起きている。暦の編纂にとって「第一の勤め」²⁷として江戸時代から重視されてきたのは、食の予報である。古くから暦法の精密さは食の予報の正確さで評価が決まったので、その精度の向上には力を入れて研究がされていた。ところが、科学の粋を集めた帝国大学附属の天文台が編纂した明治24年暦の誌面で5月24日に起きるはずの月食予報が脱漏した。国立天文台図書室には、同年2月25日付けの寺尾による帝国大学総長加藤弘之に委細を報告する文書と自身の進退伺、さらには『官報』に月食を追加する訂正を文部省告示として掲載する案を記載した上申書が残されている²⁸。これを受け、同年3月2日の『官報』の付録に「二十四年暦中追加」とする脱漏訂正記事が掲載された。この件は官報掲載の翌3日付けで加藤総長および理科大学長菊池大麓の両名までも内閣総理大臣山縣有朋宛に進退伺を出す事態へと発展している。結果は「不問」とされたものの、台長以下については文部省が処分を検討²⁹、寺尾は、同年5月7日の『官報』に「明治二十四年暦原稿中五月二十四日ノ月食ヲ脱漏シタルニ心付カス発行スルニ至リタル段職務上不都合ニ付罰俸年俸三十六分ノ一ヲ科ス」とある通り、罰俸を課せられた。この懲戒処分は尾を引き、その後も寺尾の昇叙は1年遅れている³⁰。

同台の余裕のない状況は推して知るべしであるが、その改善は容易ではなかった。こ

23 中村士「明治期最初の天文学者 寺尾寿のバリ留学時代」『天文月報』96(8)、2003年8月、436頁。

24 同上。

25 「東京帝国大学名誉教授寺尾寿叙勲ノ件」(『叙勲裁可書・大正十二年・叙勲巻二・内国人二』所収、勲609、国立公文書館所蔵)。

26 東京帝国大学編、前掲書、491頁。

27 内田正男『暦のはなし十二月』雄山閣、1991年、72頁。

28 「月食誤脱の件ニ付稟請」(『明治二十四年事務簿』所収、国立天文台図書室所蔵)。

29 「帝国大学総長加藤弘之理科大学長菊池大麓二十四年暦中月食脱漏ニ付進退伺ノ件」(『公文雑纂・明治二十四年・第三十一巻・文部省～衆議院事務局』所収、纂226、国立公文書館所蔵)。

30 明治25年6月15日付けの文部大臣大木喬任による上申書には、寺尾は従六位に叙せられて後満6年経過し功勞あるため「進叙」させたいとあるが、「但罰俸ニ付一年控除」と但し書きが添えられている。処分がなければ、寺尾は「満5年」で昇叙されていたわけである(「文部省・従六位寺尾寿位階進級ノ件」(『官吏進退・明治二十五年官吏進退二十一・叙位十三・文部省・農商務省』所収、任A284、国立公文書館所蔵))。

れより先の明治22年2月、寺尾は理科大学長菊池にあて建言書を提出、「経費ノ寡少ナルカ為メ器械ノ購入屋舎ノ營築ヨリ台員ノ増加等職トシテ業務拡張ヲ揣ルニ由ナシ、冀クハ自今以降漸時経費ヲ増額シ以テ事業ノ進歩拡張ヲ予期シ随テ本台存立ノ基礎ヲ強固ニシ而シテ処務施行ノ上ニ於テ其完全ヲ得ルニ臻ラシメン事ヲ」³¹と窮状を訴えた。この直前の明治22年1月には、暦に版權をもたせ適当な会社に免許料を徴収しながら販売させ、収益を東京天文台の編暦業務の経費としたいとする案（つまり頒暦の主管を神宮司庁から天文台へと変更する案）を文部省が閣議提出している³²。背景には天文台の経費逼迫を危惧し、経費と人員そして器材の充実を強く訴えていた寺尾の存在があったと考えられる³³。この案は2月1日付けで残念ながら却下されたが、寺尾は直後の2月9日付けで調査用紙を全国の郡区に送付している。これらの経緯からも、台長就任後1年とたたない多忙な日々の業務の合間をぬって、天文台の基盤を整えるために奔走し、調査をも行った若き台長の並々ならぬ熱気を感じることができよう。

(4) 調査概要

ところでこの調査については、郡区役所³⁴に送られた寺尾による依頼状が残されておらず、調査意図の詳細は不明である。ただ幸い、調査直前の2月6日の新聞『高知日報』紙上に「新暦と旧暦の得失を調査」と題して本調査が紹介されているのが参考になる。

法律上太陰暦を廃し、明治六年以降太陽暦を用うべき事に相成り居るも、民間（殊に地方）に於いては、今なお旧暦を守るもの少なからざる事実なるが、今度東京天文台に於いて統計上新旧暦の良否を研究するはずにて、目下新暦を用うるものと、旧暦を守るものとの多少、及びかく人民が旧暦を守るは、更に習慣上のしからしむる処か、或いは実際新暦に不便を感じるの点あるか、また新暦を用ゆるものの数、果たして年を追うて増加するや否や等の取調べ方を、各府県の郡区役所へ依頼せしむなり。
（下線筆者）³⁵

ここでは、旧暦が少なからず使用されている状況下で、全国調査により新暦の使用状況や旧暦使用の背景などを調べ、「統計上新旧暦の良否」を明らかにするとされる。この調査趣旨については、各郡長らによる送付状からも窺うことができる。以下は、北海道増毛郡長・高岡直吉によって書かれた送付状の一部である。

31 全文は、東京帝国大学編、前掲書、492頁。

32 「文部省神宮司庁ヲシテ暦書ヲ出版セシムルヲ廢メ東京天文台ニ版權ヲ付与シ且販売ノ方法ヲ設ケ適當ノ会社ヲシテ出版セシメント稟議ス聴許セラレス」（『公文類聚・第十三編・明治二十二年・第一卷』所収、類386、国立公文書館所蔵）。

33 東京天文台の経費の問題は、明治23年3月に帝国大学と神宮司庁との間で編暦手数料として毎年三千円ずつ神宮司庁が帝国大学に送付するとの条約書の締結で決着をみた。条約書には寺尾の署名もある（内閣記録局編『法規分類大全』第71巻、原書房、1978年）。

34 調査の依頼日付は市制・町村制施行の直前にあたり、施行前と後のいずれを基準とするかは郡区役所（市）によって異なる。

35 『高知日報』明治22年2月6日。

民間尚ホ太陰曆ヲ用ヒ居ルモノ少カラサルハ、単ニ習慣上斯ノ如クナルカ、或ハ實際太陽曆ニ不便ヲ感スル点アリテ然ルカ等ノ諸問題ニ関シ、統計上ノ研究ニ供セラルヘキ旨ヲ以テ、管下十郡ノ実況調査ノ義、御申越ノ旨ニ依リ、別紙答書郵送仕候（下線筆者）³⁶

この文面からは、各郡区に「統計上ノ研究ニ供」する目的の調査に協力を呼び掛ける依頼がなされていたことを窺うことができる。調査の設問構成も、この目的に合致する。調査用紙に印刷された設問は、以下六問からなる。

- (第一) 已ニ全ク旧曆ヲ廢シ、単ニ新曆一月ヲ以テ年始ノ手数ヲ行フ部落
- (第二) 新曆一月ト旧曆正月ト兩度ニ於テ年始ノ手数ヲ行フ部落
- (第三) 単ニ旧曆正月ノミヲ以テ年始ノ手数ヲ行フ部落
- (第四) 新曆ヲ専用シ若クハ之ヲ旧曆ト併用スル各地ニ於テ、此事ヲ始テ行ヒシ年月ノ概略
- (第五) 旧曆ヲ専用シ若クハ之ヲ新曆ト併用スル各地ニ於テハ、明治六年以来終始然ルカ、或ハ一度旧曆ヲ廢シテ後更ニ復旧シタルカ、復旧シタル場合ニ於テハ其年月ノ概略
- (第六) 旧曆ヲ用ルノ習慣ヲ繼續シ、若クハ一度之ヲ棄テ、更ニ復旧シタルモノ、新曆ヲ好マザル原由（例令バ年始ニ際シ麦畑ノ手入ニ閑暇ナキ為カ、或ハ単ニ習慣ニ因リテカ）

設問の末尾には、備考欄が設けられており、設問に対する注意書きが添えられている。

第一本文中第四問以下ニ於テ、新曆ヲ用ルト旧曆ヲ用ルトノ區別ハ、年始ノ手数ヲ行フニ、新一月ヲ以テスルカ旧正月ヲ以テスルカノ点ヲ標準トセラレタシ

第二第六問ハ、発問者ニ於テ最モ重要ト認ムル点ナルニ付、可成詳細ニ答ヘラレンコトヲ冀望ス

第三各問ノ答、若シ紙幅ニ余ルトキハ、附箋若クハ別紙ヲ以テ補充セラレンコトヲ乞フ

これによると 第三問までは郡区内の新旧曆の使用状況と、新旧曆の併用の有無といった曆の使われ方、第四問は新曆使用の場合には使用し始めた時期、第五問では旧曆は一貫して使用されているか、新曆を試した後に旧曆使用に戻ったかについて問うている。第六問は、新曆を好まない理由を自由記述させる問いで、最重要なのでなるべく詳細に記述するようにとの備考が添えられている。これらに対する回答は、一言で簡潔に答えるものか

36 『取調書』（第一分冊）。以下、『取調書』内の引用については出典を省略する。

ら、細かい字でびっしりと全ての質問項目に回答し、さらには紙が足りず附箋を回答用紙に糊付けして返送してきたものまで様々であった。

なお調査では、備考の「第一」からもわかるように、年始の手数（祝い）の日取りを、新旧いずれの暦を使用するかを判別する重要な指標とする。正月行事は年中行事の中で最も生活に密着したもので、全国いかなる地域でも見ることができる。従来、正月はおおよそ立春、つまり新暦の2月初めの前後15日にあたったが、新暦ではこれが早まって、旧暦とのずれが最小の年であっても旧正月よりも早くに迎えることになる。古くから、年始の祝いは直前に収入があるという意味で経済活動とも関係が深かっただけに³⁷、前倒しとなる新暦の年始の祝いは、これまで培ってきた生活習慣を揺るがすインパクトをもった「新しい行事」であった。考えてみると、人々が新旧暦のいずれに従って生活しているか、特定の日を「何日」として認識しているかを客観的に捉えることは容易ではない。人々の生活の一つの断面であったとしても正月行事を指標としたことは、各郡区に過大な負担をかけることなく、一定の労力で一定の信頼性のある統一的回答が得られる巧みな問いであったといえる³⁸。

こういった実務的利便性のほかに、年始の祝いを中心とする設問には、中国に古くから伝わる暦の「正朔」思想も関わっていると筆者は考える。「正朔」とは、もとは「正月朔日」、すなわち太陰太陽暦上での正月1日、年始を意味したが、一般的には「正月朔日」を特定の日と定めた正規の暦法を意味する。中国では古来王朝の興亡が繰り返されたが、新王朝で最重視されたものの一つが正朔を改めることであった。王朝の興亡は天の意思であり、暦法は天の意思を示すものと捉えた中国では、伝統的に新王朝のもとで改暦が行われ、「正月朔日」の移動とともに、勢力下にあった周辺国にもその使用を強制した。周辺国が新正朔（暦法）を採用することを「正朔を奉ずる」と言い、新暦の採用をもって新王朝の支配に服したことを意味した³⁹。このような考え方が、明治日本において大勢を占めていたとは考えにくい。しかし政府内の一部であったとしても、この考え方は確実に存在していた。暦の旧暦併記問題は政府内で長く問題となったことは既に述べたが、この問題をめぐる政府内の暦についての見解からそれが窺える。明治9年暦をめぐって、文部省から明治8年2月にも、民間での新暦使用者が少ないのは、暦に旧暦が併記されていることに原因があるとして、旧暦を削除したいとする荷が出されている。これに対して左院は、「今日皇化辺隅ニ漸被シ、固ヨリ正朔至ラサルノ地ナケレハ、仮令僻地ノ細民歳時伏臘等暫ク慣習ノ暦日ヲ用ユルアリトモ、固ヨリ皇化ノ盛衰ニ関セサルヘシ」⁴⁰とした。上記によると左院は、「正朔至ラサルノ地」なく、「皇化辺隅ニ漸被シ」ているため、一部が旧暦使用をしたところで「皇化ノ盛衰」になんら翳りは見られないとの理由から、「細

37 宮田登他『日本民俗文化大系第9巻 暦と祭事——日本人の季節感覚』小学館、1984年など。

38 旧正月を祝いながら新暦を用いる場合などもあった可能性がある。なお厳密には暦上の最初の月を、旧暦では正月、新暦では1月という。しかし本稿では、新暦の1月を指すものとして「新正月」も用いる。

39 内田正男『暦と時の事典』雄山閣、1986年、153頁。

40 「九年暦従前ノ如ク太陰暦掲載」（『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二巻』所収、太224、国立公文書館所蔵）。

民」の旧暦使用を黙認する立場を採った。ここで暦が「正朔」、さらには「皇化の盛衰」と共に語られる点に注目されたい。この短い文からは、新暦の採用が「王朝」の変化、すなわち天皇の御代が新しく樹立されたことを象徴的に示すものとされていると同時に、その使用が全国に広がっていることこそが天皇の御代が盤石である証左であると示されている。この例からは暦に付随する中国伝来の伝統思想が政府内に存在し、一定の説得力をもっていたことが明らかだが、こういった思想を背景に、暦にかかわる一大調査をするにあたり新旧いずれの暦使用がなされるかを象徴的に示す指標として、年始の祝いを中心とする設問設計がされたと考えることは的外れではあるまい。

3. 新旧暦の使用状況——京都府を例として

調査の回答は北海道から沖縄県まで全国から寄せられたが、ここでは京都府の報告を主に見ていくなかで、明治20年代初頭の全国の新旧暦使用状況の一端を示したい。京都府は3府（他に東京府、大阪府）の一つとして、明治以降も政府から重要な地域と捉えられたとともに、古くから都として栄え、行政的にも長く中核的役割を果たした。そのため都市化が早くに進み、府内に人口の多い大都市（上京区や下京区）を有すると同時に、他県に多く見られるような農業等の第一次産業を主とする地域も広く有していた。「東京や京都などでは比較的すぐに新正月がうけいれられたけれども、地方ではなかなか普及しなかった」⁴¹とされているように、従来から「京都」は新暦の普及が比較的スムーズに進んだ暦の「先進的」地域と目されてきた。上記の「京都」が「市域」を指すか京都「府」を指すか曖昧な点も残るものの、通念的に都市部において新暦の普及は速やかに進んだとされてきたといえる。『取調書』を検討したところでは県によっては含まれる全ての郡区が旧暦使用に傾く場合も少なくないが、京都府は新暦使用が相対的に多く報告され、新暦使用の地域特性の把握がしやすいとともに、「都市」型と「農村」型の地域を府内に有するゆえに、両者の暦の使用状況を同時に理解できる点が際立つ特徴といえる⁴²。大都市を内に有した京都府の暦使用状況を地域別に詳細に見ていくことにより、市部から遠ざかるにつれ暦使用にどのような変化が現れるかを捉えることもできよう。

京都府の郡区の回答は、全六分冊のうち第一分冊に編冊されており、与謝郡、南桑田郡、北桑田郡、相楽郡（綴喜郡と併せた回答）、下京区、中郡（竹野郡、熊野郡と併せた回答）、天田郡、上京区、葛野郡外二郡（愛宕郡、乙訓郡と併せた回答）、船井郡、加佐郡、紀伊郡（宇治郡、久世郡と併せた回答）、何鹿郡の回答の順に綴じられている。当時の京都府18郡2区の全てから回答があり、この調査の回収率の高さを物語るものでもある。ここではまず京都府の中心である上京区と下京区、次に中心部に隣接する郡、そして

41 内田、前掲書、19頁。この「京都」が意味するところが、市内のみと府全体のいずれを指すか判然としないが、「地方」に対応する「都市部」を含意している点は間違いない。市内はもちろん、府全体の暦使用の状況を本稿で実証的に検証できることは、こうした「京都」像を精緻に検証する意味においても意義深い。

42 同じ3府でも東京府、大阪府を取り上げなかったのは、府内に回答がなかった郡区があったことも理由の一つである。

離れた郡というように、次第に中心地区から遠ざかる形で調査結果を概観する。

京都市上京区は、第一問「区内一円」、第五問「明治六年以来現今ニ至ル迄、終始新暦ヲ専用セリ」との報告の通り、改暦以降新暦のみの使用であることを示す極めてシンプルな回答であった。同じく下京区についても、新暦専用が報告された。

上京区・下京区（京都市）の北西部に隣接する郡には愛宕郡、葛野郡があるが、葛野郡が愛宕郡と乙訓郡をも集計する形で報告を行っているため、次にこれら3郡について見ていく。3郡の回答には、「愛宕郡花背村及大原村ノ内、字草生、字百井、字大見、字尾越」でのみ旧暦が新暦とともに併用されているが、その他は「悉ク新暦一月ヲ以テ年始ノ手数ヲ行フ」とあり、さらに旧暦のみを使用している地域は皆無とあることから、ほぼ新暦使用の地域ということが出来る。しかも新暦使用についても、改暦を機に始まり、その後も継続していることから、比較的スムーズに新暦が導入された地域ということが出来る。旧暦を併用し続ける地域については、「薪炭等の物産」を売り捌くことを生活の糧としており、その代価の回収が旧暦12月中までかかり、その収入がなければ年始の手数を行えないからと理由を説明している。

次に、これら3郡からさらに北西部、京都市から約100キロ離れた地域、若狭湾に面する加佐郡の報告を見たい。長くなるが、郡区からの回答の一例として全てを記す。

（第一）舞鶴町

（第二）舞鶴町ヲ除ク各村、其土地ニ寄多少厚薄有ト雖モ、概ネ両度ニ手数ヲ行フ。然ルニ其両度共旧時ニ比シ、極メテ簡易トス。其然ル所以ノ者ハ、明治八年ノ頃、旧豊岡県管轄区吏員専ラ勧誘シ、新暦ヲ以テ百事実行セシメントセシモ再後、漸次復旧シ、而シテ今日其差村内一般新暦ヲ以（ママ）、回礼祝宴等ヲ行フモ、各其自家ニ在テハ旧暦ヲ以テ祝餅ヲ調シ、団欒之ヲ祝スルト。新暦ニ於テハ、僅カニ一日ノ休暇ヲナシ、産土神ニ詣スルニ止マリ。其他ハ総テ、旧暦ヲ以テ行フノ差アリ

（第三）無シ

（第四）舞鶴町ニ於テ新暦ヲ専用スルハ、六年ヨリ初ムルアリ、七年ヨリスルアリ。一般一時ニ用ヒシニ非ズ。而シテ一般専用スルニ至リシハ、明治十年ノ頃ヨリトシ、各村併用ハ明治八年ノ頃ヨリトス

（第五）第二ト第四トニ詳カニス

（第六）村落ニ於テ新暦ヲ好マザル原由ハ、第一本地ノ如キハ山陰雪国ナルニ由、旧正月ハ恰モ積雪中農業ニ従事スル能ハズ。団欒ニ便ナルト。之ニ反シ、十一月ノ頃ハ専ラ麦畑ニ従事シ農事ニ忙ハシキト、収入ノ米穀及主眼ノ物産、桐実、楮子等未売却ニ至ラズ、迎新ノ準備ニ欠トコロ有トニ由ル

上記の報告によると、加佐郡で新暦1月だけで年始の祝いを済ませているのは郡の行政的

中心地の舞鶴町に限られ、他地域は新暦1月と旧正月の祝いを、つまり二度年始の祝いを行うが、旧正月のみに祝いをする地域はないとされる。興味深いことに、二度の年始の祝いの仕方には若干の差異が見られ、いずれも昔に比べて簡素になったとあるが、新正月では村内で回礼を行い、祝宴を開き、一日休暇をとって産土神に詣でる一方、旧正月には各家々で祝餅を作り、団欒を行うといった旧事の祝い方を踏襲しているという。舞鶴町で、新暦のみを使用するようになった時期は、おおよそ明治10年とある。舞鶴町以外の地域では、明治8年に豊岡県（加佐郡は当時、豊岡県に属した）の官吏から新暦使用を促され、一旦は新暦を専用するようになったが、徐々に旧暦も復活し、現在では新旧暦併用になったとされる。以上をまとめると、加佐郡は旧暦が優勢の傾向はあるが、新旧暦併用地域であるということができ、また正月の祝い方は、新正月は家単位を超えた公的色彩を帯びた祝い、旧正月は家単位での内々の旧習に則った祝いと捉えられているといえる。新暦が浸透しにくい理由としては、雪国である土地柄、旧正月時は積雪で農業に従事することが難しいのに対し、新正月時は麦畑の手入れの繁忙期である上に、収入源である米や桐実・楮子などを販売した収益が得られていない時期でもあるため、金銭的理由から正月を迎える準備がしにくいとされている。

次に加佐郡よりさらに北西に位置し、京都府北端の中郡、竹野郡、熊野郡であるが、これら3郡は中郡が代表して報告している。中郡外2郡では、新暦のみ使用が「該当スル部落凡十分ノ一」、新旧暦の併用が「該当スル部落凡十分ノ一」、旧暦のみが「該当スル部落凡十分ノ九」とあり、旧正月の祝いのみをする地域が9割となり、これまでの地域とは異なり、旧正月に年始の祝いをする地域がはるかに優勢となっている⁴³。新旧正月の祝いを二度行う地域が全体の1割あるとわざわざ報告していることから明らかなように、この9割は旧正月の祝いのみを行っている。新暦が好まれない理由については、

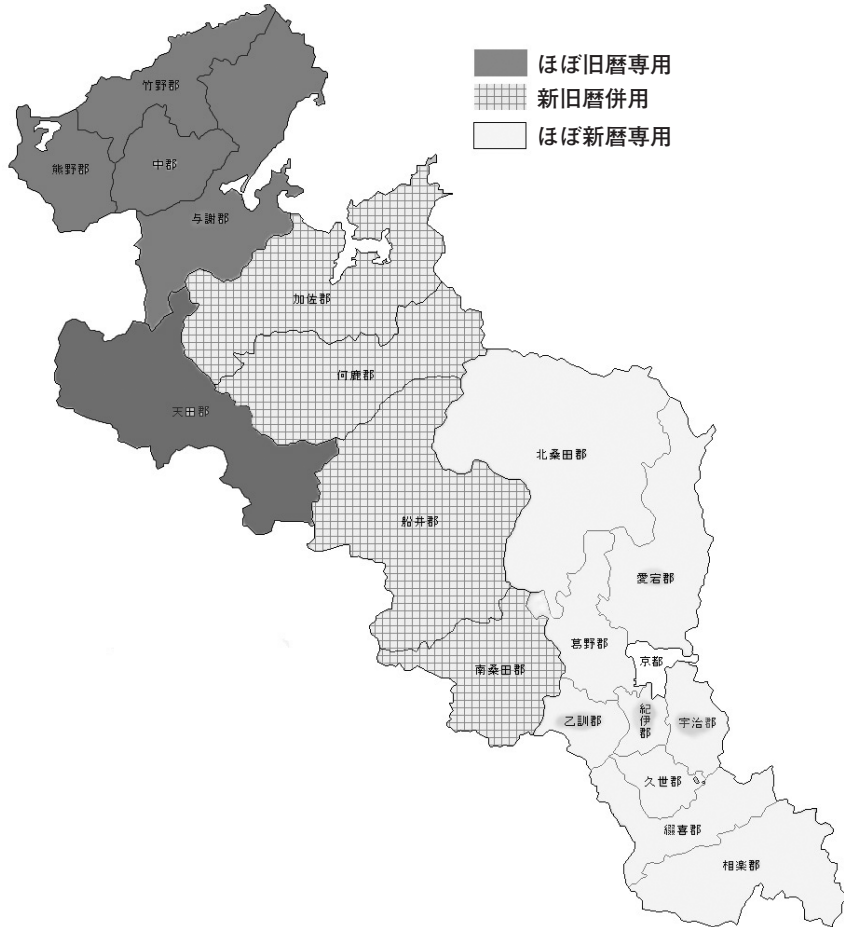
新暦ヲ好マザル原因ハ、一二旧慣ヲ墨守スルニ由ルト雖モ、亦新暦ノ一月ハ季節早キヲ以テ、農家秋収冬蔵ノ功ヲ終ヘズ。依テ自家経済ノ目的ヲ定メ、年始ノ用意ヲナス能ハズ。随テ商家モ亦一ケ年ノ計算ヲナシ了ヘテ、新年ヲ迎フル心意ノ落付ク能ハザルモノニ由ルト思考ス

とあり、習慣の問題が大きいとしつつも、先の加佐郡同様、一定の合理性を読み取れる説明もされている。すなわち新暦正月の時期には、いまだ農家は収穫物を売った収益を得られず、年始の祝いのための経済的余裕がないというのである。同じ地域の商家も、農家の動向に左右されるため、同時期では一年の勘定が終わっておらず、そのような状況で新年を迎える気持ちになれないという。ここでも加佐郡と同様、新正月は旧正月よりも時期が早まったために新たに発生した農業および経済上の問題が指摘されているといえる。

43 合算すると10割を超えるが、原文のまま記す。

これら一連の京都府の郡区の報告結果は、以下のようにまとめられる。京都市内の上京区・下京区では新暦のみが使用されていたが、これら中心地区を離れるほど新暦使用の割合が低減する。上京区・下京区の隣接郡では旧暦の使用は限られた一部の地域のみであったが、加佐郡に至ると新旧暦併用の地域が優勢となり、京都府の最北端の中郡外2郡では旧暦使用が多数を占めることとなる。ここからは、同じ京都府といっても暦の使用において大きな地域差があったこと、並びに改暦後16年たっても旧暦使用を続けている地域が広範囲に亘っていたことがわかる。本稿で取り上げなかった郡も含めて、府内全郡における新旧暦の使用概略を図1⁴⁴に示した。新暦専用の郡区は市部である上京区、下京区とその周辺郡の乙訓郡、葛野郡、愛宕郡、紀伊郡、宇治郡、久世郡、北桑田郡、綴喜郡、相楽郡、新旧暦併用の郡は市部から距離の離れた加佐郡、何鹿郡、船井郡、南桑田郡、旧暦専

図1 京都府における新旧暦使用



44 本図は、当時の京都府の地図 (<http://tamotchi.skr.jp/geo/hensen26/index.html>) をもとに、筆者による改変を施したものである(2017年12月6日閲覧)。

用の郡は市部からさらに遠方の中郡、竹野郡、熊野郡、天田郡、与謝郡である。20郡区のうち11郡区が新暦専用であり、数の上では新暦使用が優勢といえるが、面積では新旧暦併用と旧暦専用郡を合わせた部分と比較して多いとはいえない。また新暦使用が常態化しているのは新暦使用の「先進的」地域とされた「京都」といっても中心地区の京都市とその周辺郡に限られている⁴⁵。これを多いと見るか少ないと見るかは論者に拠ろうが、全国の調査結果を概観すると、他地域では限られた中心地区のさらに一部の人々のみに新暦使用が報告されるケースが少なからずあり（栃木県、茨城県、埼玉県、福島県、愛知県などはほぼ旧暦を専用する県の一例）、それに比すれば京都府は郡区の半数はほぼ新暦専用地域であり、相対的に新暦が普及している地域であったといえる。

4. 暦使用における属性と地域性

明治22年当時の、全国の暦の使用状況を数値的指標で示すことは可能であろうか。残念ながら、それを『取調書』から満足のいくように導きだすことは難しい。前出の新聞記事に従えば、寺尾は「統計上の」調査を企図して郡区へ依頼状を送付したかもしれないが、得られた回答は統計的データというより、質的・記述的データと捉えるべき性格のもので、データを活かすためには、エピソード的に各地域の報告を扱うほかないものといえる。返却された回答群がこのように統計的処理を拒むものであったことが、おそらく『取調書』の取りまとめ結果が残されていない理由の一つであろう。

調査の設問は、現在の量的調査で一般的にみられる「人数」ではなく、「部落」つまり地域をもって回答することを企図して構成されている。既に見てきた京都府の郡区の報告は、相対的にそれぞれの郡区内の「地域」によって新旧暦の使用の状況をおおよそ把握できた例でもあったが、全国にはそれを可能としない地域も少なくない。新旧暦使用者が同地域内で混在している場合、とりわけ部落単位で新暦使用を報告できる例がない場合などは、人の属性や人数比あるいは村字などを挙げることでもって報告と代える場合も少なからずあった。写真2は京都府桑田郡による調査報告であるが、ここには桑田郡のなかにある村名はもとより、村を構成する字まで詳細に報告されている。このような形式の報告は珍しくないが、この形式での報告は、新暦使用・新旧暦併用・旧暦使用のどのパターンが最も優勢なのか判然としないばかりか、過不足なく村字名が挙げられているかを検証することも困難な場合が多く、集計をさらに困難にさせる。各地の「工夫を凝らした」様々な回答方法は、統一的な統計処理を拒み、ましてや全国の暦使用の状況を何らかの数値で示すことは至難の業であったと考えられる。多様で膨大な情報量の回答群を前にして、筆者も同様の困難さを感じずにはいられない。

45 先行研究の「京都」とする時に「京都市」を指していたならば、京都は新暦使用の先進地域であることは本研究でも裏付けられる。

写真2 京都府南桑田郡による調査報告（一部）

問	答
<p>第二 已ニ全ク舊曆ヲ廢シ單ニ新曆一月ヲ以テ年始ノ手數ヲ行フ部落</p>	<p>曾我部村宇春日新寺村法皇大御馬路村保津村鹿岡町藤村大井村千代川村宇次在合津高野林小川小林千代川榎田村本梅村宇守野千代川吉川村</p>
<p>第三 新曆二月ト舊曆正月ト兩度ニ於テ年始ノ手數ヲ行フ部落</p>	<p>本梅村宇西如金東如金東別院村千代川村宇川關林田神前西別院村曾我部村宇六木重利西條南條</p>
<p>第四 單ニ舊曆正月ノミヲ以テ年始ノ手數ヲ行フ部落</p>	<p>畑野村榎田野村千代川村宇湯井本梅村宇井手宮前村宇橋倉宮川魚岡西宇藤野</p>
<p>第五 舊曆ヲ專用シ若クハ之ヲ新曆ト併用スル各地ニ於テハ明治六年以來始終ルカ或ハ一度舊曆ヲ廢シテ後更ニ復舊シタルカ復舊シタル場合ニ於テハ其年月ノ概略</p>	<p>第一項ニ地ク内稗田野村千代川村宇湯井明治七年ヨリ本梅村宇井手宮前村宇宮川榎倉ハ明治六年ヨリ新舊ヲ併用セシカ明治十二年ヨリ新舊ヲ兼用ス其後ハ明治六年ヨリ始終然リ</p>

明快な回答をし難かったと思われるケースは、当時の日本に多く見られた旧暦使用が優勢の「部落」に関する回答に多く見られる。これらは、「部落」単位でまとめると旧暦使用のみとなるため、人々の属性や特定地域における新暦使用に言及しようとして、詳細な回答を寄こす場合が少なくない⁴⁶。逆に言えば、これらの回答は、旧暦使用が大勢を占めるなかで新暦を率先して使用し始めた人々や地域を鮮明にする特徴を有するともいえるし、また旧暦使用を続ける人々に対比的に言及されることもある。『取調書』の史料的性格は、必ずしも全国的傾向に言及することに適しているとはいえないが、ここではこうした特徴に着目して各地の例を横断的に取り上げながら、新暦が誰からそしてどこから使用し始められたのかを傾向として捉えることを試みるとともに、新暦使用を拒否し、旧暦を使用し続けた人々の属性や地域性にも触れたい。

全国的に新暦使用が報告されているのは、官庁・町村役場などに勤務する官衙関係者と、小学校などに勤める教員などの学校関係者である。当該郡区がほぼ旧暦使用者で占められていても、これらの関係者は新暦使用が見られると特筆される場合がほとんどである。旧暦使用が一般的で、「概シテ旧曆正月ヲ以テ之レヲ行フ」と報告した宮城県登米郡もその一例で、「諸官衙吏員、各小学校教員、生徒及右ニ關係シタル学務ヲナス者ハ、新

46 東京天文台長による公的調査であったことで、各郡区にとっては新暦使用を多めに報告したいとするバイアスがかかった可能性は否定できず、報告書を文字通り解釈することには一定の留保を要するかもしれない。

暦ニ依リ年始ノ手数ヲナセリ」としており、官衙関係者や教職員が特筆されるとともに、小学校の「生徒」にも新暦使用が及んでいることが記されている。

他に新暦使用者が多い職業としてしばしば挙げられるのは、神職・僧侶・銀行員・医師などである。兵庫県三原郡も旧暦使用が中心の郡であったが、その報告には、「新暦ニ係ルモノハ官吏・準官吏・所庁衙ノ雇員・学校職員・神官・諸宗教師・県会議員・医師及其他少数ノ有志輩ニ過ギズ候」とあり、典型例といえる。

さらに商工業関係者も新暦使用が相対的に多い。これは農事と関係のない生活ができることが背景にあるとされる。同じ理由から養蚕業者にも新暦の使用が見られると報告したのが、100町村中、新暦の1月に年始の祝いを行うのは5～6町村であったとする埼玉県児玉郡・賀美郡・那珂郡であり、「新暦一月二年始ノ礼ヲ行ヒ得ル原因ハ、養蚕ノ土地ニシテ、多クハ蚕種製造ヲ専トシ〔中略〕蚕種販売ヲ終リタルトキハ、他町村ノ如ク農事ノ関係至テ厚カラサレハナリ」と「農事ノ関係至テ厚カラサレハナリ」している。

また異色ではあるが、新暦を専用する部落が一つもないと報告した長崎県北松浦郡は、「明治七年ヨリ、天主教ヲ信セシモノハ概ネ實際ノ手数ヲナセシモ、其他ハ僅々タル有志者、只表面ノ手数ヲナシ、内実ハ旧暦正月ヲ以テ祝賀ノ意ヲ顯スヲ常トス」としており、周囲が旧暦使用であっても、キリスト教の信者には新暦使用が見られるとある。カトリック信者の多い長崎県ならではの地域的特性を見ることができると同時に、教会の祝祭日の日取りの正確な知識を必要とする信者にとって、それに都合の良い新暦は便利で受容しやすかったことが窺えて興味深い⁴⁷。キリスト教への言及は、北海道浦河郡外6郡の報告にも見られる。同郡もほとんどの村は旧正月を祝っており、「年中ノ行事総テ旧暦ニ拠リ、例令ハ神仏ノ祭事、五節句、正月等ヲ休暇ノ定日トナシ、農業者、旧暦ヲ以テ播種ノ時節ヲ定メ、漁業者モ又然リ」と旧暦に則って生活している様子が窺えるが、「日曜日ヲ以テ休暇スルハ、官衙ト基督教信者ノミ」と官衙関係者以外にキリスト教信者をも特記されている。信者数の多寡は不明だが、報告書に特筆されるほど信者が新暦の使用者として認識されていたことを窺わせるとともに、キリスト教と新暦との親和性がここにも示されているよう。

地域的には、郡役所、警察の所在がある地域に多い。街道沿いなども含めた交通の発達した地域や、京都府を例に見たように都市部・市街地にも多い。旧藩城下町など旧士族が住む地域でも、全国的に新暦の使用者が相対的に多い傾向があり、例えば郡内90町村で新暦使用がほとんど見られないとした兵庫県有馬郡においても「三田屋敷町（旧藩城下侍屋敷）、湯山町（温泉場ノアル所）」の2町のみは新暦使用が報告されている。前者は旧藩城下町であり、後者は観光地（現有馬温泉）として人の出入りが激しい地域であった。

一方で旧暦の使用が多く報告されるのは、農業そして漁業関係者である。兵庫県飾東郡の報告では、農業関係者が旧暦使用から脱却できない理由について、「旧暦ヲ用ルノ習

47 禁教下の江戸時代、長崎の隠れ切支丹は、太陽暦をベースとする教会暦の祝日がいつにあたるかを知るために、太陰太陽暦に換算したバスターン暦を伝承したとされる。

慣ヲ継続シ又復旧シタルモノ、新暦ヲ好マザルニ非ス。実ニ業体上、止ムヲ得ザルニ出ヅルト云フベキナリ。郡内農作中、米ノ如キハ刈採後、未ダ全ク整理セズ、且麦作ハ修理最中、加フルニ小作人ヨリ地主ニ納ムベキ年貢ノ如キ旧暦十月下旬ヨリ十一月末日ヲ以テ期限トスルガ故ニ、新暦年始ノ手数ヲ行フ能ハズ」としたが、ここからは自然のリズムに左右される農業の生産の都合上、簡単には新暦への移行が難しい状況が窺える。また宮城県牡鹿郡の報告には「漁村ニ在テハ、潮水干満ノ定期ヲ予知スルノ便トナスカ為ニ、旧慣ヲ継続スル」とあり、漁業関係者の旧暦使用の理由についても述べられている。

また、薪炭、木材業を生業とする「山稼ぎ」関係者にも旧暦使用が多いとされ、例えば滋賀県高島郡も「新暦頒布ニモ不拘、旧暦ヲ専用セルモノハ、多クハ郡中ノ西部山辺ニ位スル村落ニシテ、山稼ヲ專業トスルヲ以テ、未タ新暦ヲ用ヒス」と報告する。これらの業種において新正月の時期は、収入を得る直前期にあたり多忙を極めており、新年の祝いを準備する時間的・経済的余裕がないことを意味していた。

なお商業関係者は一般的に新暦使用が多く見られると述べたが、農業・漁業関係者との取引を中心とする商家は、旧暦の併用も報告される。また職業とは別に、女性と「老人」にも旧暦使用が多いとされる。兵庫県天田郡では「就中婦女子ノ間ニマデ、其慣用ヲ来タシタルハ明治十年以来ニシテ」とあるように、「婦女子」は遅れて新暦使用が始まったとされる。先の長崎県北松浦郡は、「老人」が新暦を好まない理由として、「田舎爺婆ハ、年中新暦ノ月日ヲ知ルモノ極テ少シ。然ニ、一家ノ事ハ先ツ老爺ノ意思ニ出ツルヲ以テ常トス。況ヤ祝祭等ニオイテハ自カラ家風ノアルアリ」とし、一家のことを決定する権限のある「老人」が旧暦使用なので新暦へ移行しないとする。また「穢多」の旧暦使用を報告する郡区も多く、新暦使用が比較的進んでいた滋賀県蒲生郡も「穢多ノ村落ハ此限外トス」とする。

地域的には、冬が寒く積雪が深い地域に住まう人々に、旧正月を祝うものが多く見られる。例えば福島県南会津郡では、新暦を好まない理由の一つに、「新暦一月ハ積雪稀少ニシテ事業ノ妨害トナルヲナシト云ヘドモ、旧暦正月ハ積雪殊ニ甚シク、郡中何レノ村落ト云ヘドモ三尺以上ノ積雪ナラサルナシ。故ニ十分ノ仕事ヲ為ス能ハス。業ヲ休ムニ最も便ナレバナリ」とする。すなわち新暦1月はまだ雪が少なく仕事ができるが、旧暦正月は積雪が深すぎて仕事ができないため（年始の祝いのため）休むのに適しているとしている。また北海道浦河外6郡の報告に「通路不便山間ノ僻村ハ、旧暦正月ノミヲ以テ年始ノ手数ヲ為ス」とあるように、交通不便な「僻地」にも旧暦使用が多い。

以上、新旧暦使用者のそれぞれの属性と地域性についての全国的傾向を概観したが、これらからは興味深い特徴が読み取れる。新暦使用が一貫して指摘される職種は、官衙および学校関係者であった。前者は政府の方針に則り新暦を遵守し、職務として新暦の日付を記載する公文書作成に携わる公人、後者も国家の方針に従い教育を行う学校関係者（公人も多い）であり、ともに給与生活者である。また神職・僧侶・銀行員・医師なども専門的知識を元に金銭収入を得ることのできる職種で、自然の天候や季節に左右されることな

く収入を得やすいことから、暦の変化にも柔軟に対応できた。神職・僧侶については、明治22年には既に廃止されていたとはいえ、もとは教導職として敬神思想などと併せて文明開化や国際化について講義するといった人々の教化活動に携わった者も少なくなく、その点において学校関係者と同様に「改暦」をも「開化」知として導入する担い手側にあったといえる。

一方で旧暦を容易には手放せなかった職種が、稲作を中心とした農業、漁業、および「山稼ぎ」業である。これらの従事者は収穫物の売却でまとまった収入を得ており、自然のサイクルと行事が密接に結びついていた（自然のサイクル要因）。そのため年始の祝いの時期が早まる新暦をベースに生活することは、生産上並びに経済生活上においても困難をともなった。つまり新暦への切替えへの可否は、生産と切り離れた生活が営めるか否かが鍵を握っていたといえ、これは農事と異なるリズムでの生活を営めるとした埼玉県児玉郡などの養蚕専業者の新暦使用の例からも傍証される。

新旧暦使用における地域的関連性については、地域の行政的中心地、つまり都市部の、生産とは関係のない職種の従事者が新暦をまずは使用し始め、商業従事者、さらに学校などを通じて次第にその周辺地域に広がっている様子を見ることができる。一方で、農業・漁業関係者が大部分を占める地域では、生産との関係上、自然のサイクルに強く生活が規定され、旧暦使用が継続した。興味深いことに、これらの地域と関係する商家も、交際の都合から農家に合わせて旧暦使用も継続していると報告されるが、ここからは暦使用が自然のサイクル要因のみでなく、社会的要因にも規定されていることが窺われる。

これらの知見を、京都府から得た暦の地域的関連性、つまり「中心地区に新暦使用を多く見ることができ、中心地区から離れるに従い新暦使用は低減し旧暦使用が増加する」という特性とクロスさせると、それを成り立たせる背景も推測できよう。行政的中心地区である上京区・下京区は公的機関が集中し、法令に則り公務を行い、新暦で記される公文書を日々扱い給与収入を得るいわゆる「公務員」、さらには新暦に則った学校暦で営まれる学校関係者が多く居住するため、新暦使用が広まりやすい地域性を持っていた。一方、京都府においても中心地区から離れるにつれ農業などの第一次産業を主産業とする地域となり、生産の対価を得るサイクルと年中行事とが固く結びつくため、慣例を一朝一夕に変えることは難しく、旧暦使用が続いたといえる。

5. 結語

『取調書』はこれまで本格的な研究がされていない。本稿では、研究の端緒とすべく本史料の成立過程と背景、史料の性格といった基礎的研究を行った。そのうえで、京都府を主たる例にとり、暦使用の実態の一端——新旧暦使用者の分布、都市部と農村部の暦使用の傾向など——を明らかにした。新暦の普及が相対的に進んでいたとされてきた同府ですら、改暦後約16年たっても、都市部や一部の交通の要衝を除き、農業が主要な産業であ

多くの地域で、旧暦に基づく生活が営まれていることが詳らかになった。全国的に新暦使用が限定的であることを想像させる結果といえる。また、暦の使用は地域的に均等にいずれかの暦の使用が見られるわけではなく、行政的中心地区からの距離によって暦の使用状況に差異があることも示した。新旧いずれの暦を使用するかに関連性が強くみられる地域性や属性の全国的傾向としては、自然界のリズムに左右される生産と切り離された生活ができる職種および地域であるか否かが問題であった。農業を中心とした第一次産業に従事する人々が旧暦使用を続けるなかで、官衙および学校関係者、さらには神職、僧侶、医師などに新暦使用が見られた。これらの人々を通じて新暦使用が一般化し、生活秩序の改変が進んだことが窺える。

暦の使用、すなわち新旧暦いずれに依って生活するかには、多くの場合、自然な必然性と見えるものが認められる。旧暦使用が継続する場合に、生産の収益を得られる時期と年中行事とが固く結びついていることが決定的な要因（自然のサイクル要因）となるのはその代表例である。一方で、新暦専用にもなりうる商家が取引の関係上旧暦も併用する例に見られるように、暦の使用は所属する社会集団によって左右される社会的なものでもある。社会・地域集団の一定数以上が新暦使用へと移行した場合、残りの構成員も新暦使用をせざるを得なくなる性質のものである（社会的要因）。こうした暦の性質は、貨幣や言語のそれにも似て、日常生活のなかで意識に上ることは稀であるが、他の地域や人々との接触で改めてその存在を意識せざるを得ない。集団の構成員にとっては、個人の意向や意志に関わらず同化が必要となるが、それが地域的のみならず、職業や社会階層の特性にもよる点では言語の方により近い。暦の使用には、言語のそれと同様、社会における多様な軸が関わっているといえる。

〈凡例〉本稿において、史料の引用では、適宜、旧字体を新字体に改め、句読点を加えた。

（付記）本稿の執筆にあたり、竹内郁郎先生と深澤英隆先生に貴重なアドバイスを頂戴した。記して感謝申し上げます。なお本稿はJSPS科研費16K16706（研究代表者：下村育世）による研究成果の一部である。

（しもむら いくよ・本学経済学部非常勤講師）